有限会社ライフサポート　行動計画

令和４年８月１日

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和４年８月１日　～　令和７年７月３１日までの　３年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性従業員・・・取得率を２５％以上にすること 女性従業員・・・取得率を８０％以上にすること

<対策>

- 令和４年８月　～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標２：育児休業を取得予定の従業員および育児休業から復職した従業員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和４年８月　～　従業員へのアンケート調査、検討の開始
- 令和４年１０月　～　運用ルールの検討、メンター選定
- 令和５年１月　～　運用ルールの決定、メンター研修の実施
  制度導入、所内会議などによる従業員への周知